

○経済産業省令第四十八号

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十五日

経済産業大臣 梶山 弘志

情報処理の促進に関する法律施行規則及び中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

（情報処理の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 情報処理安全確保支援士（第一条―第三十条）</p> <p>第二章 情報処理技術者試験（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等（第四十条―第四十六条）</p> <p>第四章 独立行政法人情報処理推進機構の業務（第四十七条・第四十八条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 情報処理安全確保支援士</p> <p>第二章 情報処理技術者試験</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三章 独立行政法人情報処理推進機構の業務</p> <p>附則</p>

(試験の科目等)

第二条 支援士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 情報処理システム(情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下この条、次条、第三十八条及び別表において同じ。)
- に係る業務に関する共通的知识

二・三 [略]

2・3 [略]

(登録事項等)

第十七条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 [略]

(試験の科目等)

第二条 支援士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 情報処理システム(情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。以下同じ。)
- に係る業務に関する共通的知识

二・三 [略]

2・3 [略]

(登録事項等)

第十七条 法第十五条の経済産業省令で定める事項は次のとおりとする。

一・二 [略]

2 経済産業大臣は、機構から第三十六条の報告書の提出があつたときは、法第二十六条に基づき機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（以下単に「機構の講習」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令で定めるもの（以下単に「特定講習」という。）を修了した者の修了した機構の講習又は特定講習の修了年月日を情報処理安全確保支援士登録簿（以下「登録簿」という。）に記載するものとする。

（登録の更新）

第十九条の二 法第十五条第二項の更新（以下単に「

2 経済産業大臣は、機構から第三十六条の報告書の提出があつたときは、講習を修了した者の修了した講習の修了年月日を情報処理安全確保支援士登録簿（以下「登録簿」という。）に記載するものとする。

〔新設〕

更新」という。)を受けようとする情報処理安全確保支援士は、更新の期限の日の六十日前までに、法第二十六条に基づいて機構の講習又は特定講習を修了し、様式第八による登録更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつたときは、登録更新申請書の記載事項を審査し、当該申請者が更新を受ける資格を有すると認めるときは、登録簿に更新年月日を記載し、かつ、当該申請者に様式第七による新たな登録証を交付する。

3 経済産業大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が更新を受ける資格を有していないと認めるときは、その旨及びその理由を記載した書類により当該申

請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第二十条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第九による届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類。)を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録証再交付の申請等)

(登録事項の変更の届出)

第二十条 情報処理安全確保支援士は、登録を受けた事項に変更があったときは、様式第八による届出書に戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し及び当該変更が行われたことを証する書類。)を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

(登録証再交付の申請等)

第二十一条 情報処理安全確保支援士は、登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、様式第十による申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損又は破損した場合にあつては、当該登録証を添え、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(登録事務規程の記載事項)

第二十八条 法第二十三条第二項において準用する法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 「略」

第二十一条 情報処理安全確保支援士は、登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、様式第九による申請書及び戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写しを、汚損又は破損した場合にあつては、当該登録証を添え、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

(登録事務規程の記載事項)

第二十八条 法第二十三条第二項において準用する法第十一条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 六 「略」

七 機構の講習及び特定講習の実施に関する事項

八 「略」

(規定の適用)

第三十二条 機構が登録事務を行う場合における第十七条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十三条(同条第二号に該当する場合は除く。)、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「機構」と、第十七条第二項中「機構から第三十六条の報告書の提出があった」とあるのは「第三十六条の報告書を提出した」と、第二十七条中「法第十九条の規定により」

七 講習の実施に関する事項

八 「略」

(規定の適用)

第三十二条 機構が登録事務を行う場合における第十七条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十三条(同条第二号に該当する場合は除く。)、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「機構」と、第十七条第二項中「機構から第三十六条の報告書の提出があった」とあるのは「第三十五条の規定により講習の課程が修了したことを証する書面を交付した」と

とあるのは「法第十九条の規定により経済産業大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(講習)

第三十四条 機構の講習又は特定講習を受講する情報処理安全確保支援士は、法第二十三条第二項において準用する法第十一条により定められた登録事務規程に従わなければならない。

2 特定講習は、次の各号のいずれにも該当する講

、第二十七条中「法第十九条の規定により」とあるのは「法第十九条の規定により経済産業大臣が」と、「停止をした」とあるのは「停止があつた」とする。

(講習)

第三十四条 法第二十六条に基づき機構の行うサイバーセキュリティに関する講習（以下単に「講習」という。）を受講する情報処理安全確保支援士は、法第二十三条第二項において準用する法第十条により定められた登録事務規程に従わなければならない。

〔新設〕

習として経済産業大臣が定めるものとする。

一 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる支援士試験の科目（以下この項において単に「科目」という。）に係る内容を行うものとし、特定講習の総時間数は、六時間以上とすること。

二 半分以上の内容を実習、実技、演習又は発表その他実践的な方法により行うこと。

三 修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。

四 講師は、科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。

五 実習、実技、演習又は発表その他実践的な方

法による特定講習にあつては、前号の講師のほか、特定講習の実施に必要な人数の講師の補助者を配置すること。

六 科目に応じた適切な内容の教材を用いること。

七 特定講習を実施する者の職員、特定講習の実施の方法その他の事項についての特定講習の実施に関する計画が特定講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

八 特定講習を実施する者が前号の当該講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。

九 特定講習を実施する者が当該講習の実施状況

について、経済産業大臣（機構が登録事務を行う場合にあっては、機構。）に報告する体制を有すること。

十 特定講習を受ける者に、当該講習を実施する者、その関係者が雇用する者又は当該講習を実施する者若しくはその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

（講習修了証）

第三十五条 機構は、機構の講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。

（講習の実施結果の報告）

（講習修了証）

第三十五条 機構は、講習を修了した者に対し、講習修了証を交付する。

（講習の実施結果の報告）

第三十六条 機構は、事業年度の半期ごとに、当該半期経過後遅滞なく、機構の講習又は特定講習を修了した者の氏名、情報処理安全確保支援士の登録番号及び修了した機構の講習又は特定講習の修了年月日を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(情報処理技術者試験の一部免除)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

一・二 [略]

三 応用情報技術者試験に合格した者(当該試験に

第三十六条 機構は、事業年度の半期ごとに、当該半期経過後遅滞なく、講習を修了した者の氏名、情報処理安全確保支援士の登録番号及び修了した講習の修了年月日を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(情報処理技術者試験の一部免除)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、それぞれ当該各号に掲げる科目を免除する。

一・二 [略]

三 応用情報技術者試験に合格した者(当該試験に

係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）前条第一項別表の高度試験の区分のうち第一号に規定する科目

四〇六 「略」

(準用)

第三十九条 第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一

係る第三十九条により読み替えられた第八条第二項の公示が行われた日から起算して二年以内に高度試験を受ける場合に限る。）前条第一項別表の高度試験の区分のうち、第一号に規定する科目

四〇六 「略」

(準用)

第三十九条 第四条から第十六条までの規定は、情報処理技術者試験について準用する。この場合において、これら規定中「支援士試験」とあるのは「技術者試験」と、「支援士試験事務」とあるのは「技術者試験事務」と、「支援士試験事務規程」とあるのは「技術者試験事務規程」と、第五条中「法第十一

条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十一」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十二」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十三」と、「様式第四」とあるのは「様式第十四」と、第十一条中「法第十二条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とある

条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第一項」と、第六条中「法第十一条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十一条第二項」と、第七条中「様式第一」とあるのは「様式第十」と、第八条中「様式第二」とあるのは「様式第十一」と、第十条中「様式第三」とあるのは「様式第十二」と、「様式第四」とあるのは「様式第十三」と、第十一条中「法第十二条第三項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第三項」と、第十二条中「法第十二条第二項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十二条第二項」と、第十三条中「様式第五」とあるの

のは「様式第十五」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第三章 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

(認定の申請)

第四十条 法第三十一条の認定を受けようとする事業者は、様式第十六による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

は「様式第十四」と、第十四条中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十九条第三項により読み替えられた法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(認定の基準)

第四十一条 法第三十一条の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方角性を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社（以下「会社」という。）のうち、取締役会設置会社（会社法第二条第七号に規定する取締役会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役会、取締役会設置会社でない会社及びその他の法人又は団体にあつては取締役会に準ずる機関とす

[新設]

る。以下同じ。)を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

二 事業者が、最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から、次に掲げる事項を含む企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策(以下単に「戦略」という。)を決定し、公表していること。ただし、意思決定機関を設けている場合には、意思決定機関の決定に基づいたものに限る。

イ 戦略において、当該戦略を効果的に推進するための体制が示されていること。

ロ 戦略において、最新の情報処理技術の活用のための環境整備に関する具体的な方策が示され

ていること。

三 事業者が、戦略の達成状況に係る評価に関する指標を決定し、公表していること。

四 事業者において、戦略の推進等の実務の執行を総括する責任者（以下「実務執行総括責任者」という。）が、効果的な戦略の推進を図るために必要な情報発信を実施していること。

五 実務執行総括責任者が、主導的な役割を果たし、最新の情報処理技術の変化を踏まえた事業者が利用する情報処理システム（法第二条第三項に規定するものをいう。以下この条、第四十六条、様式第十六及び様式第十七において同じ。）における課題を把握していること。

六 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施を行っていること。

（認定の更新の申請）

第四十二条 法第三十一条の認定を受けた事業者は、法第三十二条第二項において準用する法第三十一条の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けてから二年を経過する日の六十日前までに、様式第十七による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

〔新設〕

(認定申請書又は認定更新申請書の内容の変更の届出)

第四十三条 認定又は認定の更新を受けた事業者は、認定申請書又は認定更新申請書の内容に変更があったときは、様式第十八による認定変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定に関する事務)

第四十四条 機構は、法第三十三条に規定する認定に関する事務として、申請の受付、法第三十一条の基準に適合するかどうかの審査、認定通知書類の作成及び当該通知書の送付等を行うものとする。

[新設]

[新設]

(認定の取消しの通知)

第四十五条 経済産業大臣は、法第三十五条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(情報処理システム運用・管理関連保証に係る資金の要件)

第四十六条 法第三十七条第一項の認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用するために必要となる設備資金及び運転資金であつ

[新設]

[新設]

て、情報処理システムの設計又は開発若しくは導入に係る資金とする。

第四章 独立行政法人情報処理推進機構の業務

(公表の方法)

第四十七条 法第五十一条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第四十八条 [略]

備考 表中の「」は注記である。

第三章 独立行政法人情報処理推進機構の業務

(公表の方法)

第四十条 法第四十三条第四項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、機構がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

第四十一条 [略]

様式第一、様式第三及び様式第六から様式第十四を次のように改める。

様式第1（第7条関係）

願書番号 <input style="width: 200px;" type="text"/>			
経済産業大臣 殿			
情報処理安全確保支援士試験を受験したいので願書を提出します。 年 月 日提出			
試 験 地			
生 年 月 日		性 別	
フリガナ 氏 名			
連絡先電話			
電子メールアドレス			
受験票送付先住所	(郵便番号 -)		
一部免除申請番号			
旧氏名カタカナ (該当する場合免除申請時に記入)			
特 別 措 置			

備考1. 用紙の大きさは、長さ115ミリメートル、幅85ミリメートルとすること。

2. 収入印紙を貼付すること。

様式第3（第10条関係）

受理年月日		収入印紙 （収入印紙は消印しないこと）	
交付年月日			
情報処理安全確保支援士試験合格証明書交付申請書			
経済産業大臣 独立行政法人情報処理推進機構 合格証明書の交付を申請します。		年 月 日	
フリガナ 氏 名		ローマ 字名	
住 所			
生年月日	年 月 日	受験年度	
		合格証書番号	
証明書形式及び部数	和文	通	英文 通

備考1. 経済産業大臣が支援士試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機構が支援士試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

情報処理安全確保支援士登録申請書

年 月 日

経済産業大臣

殿

独立行政法人情報処理推進機構

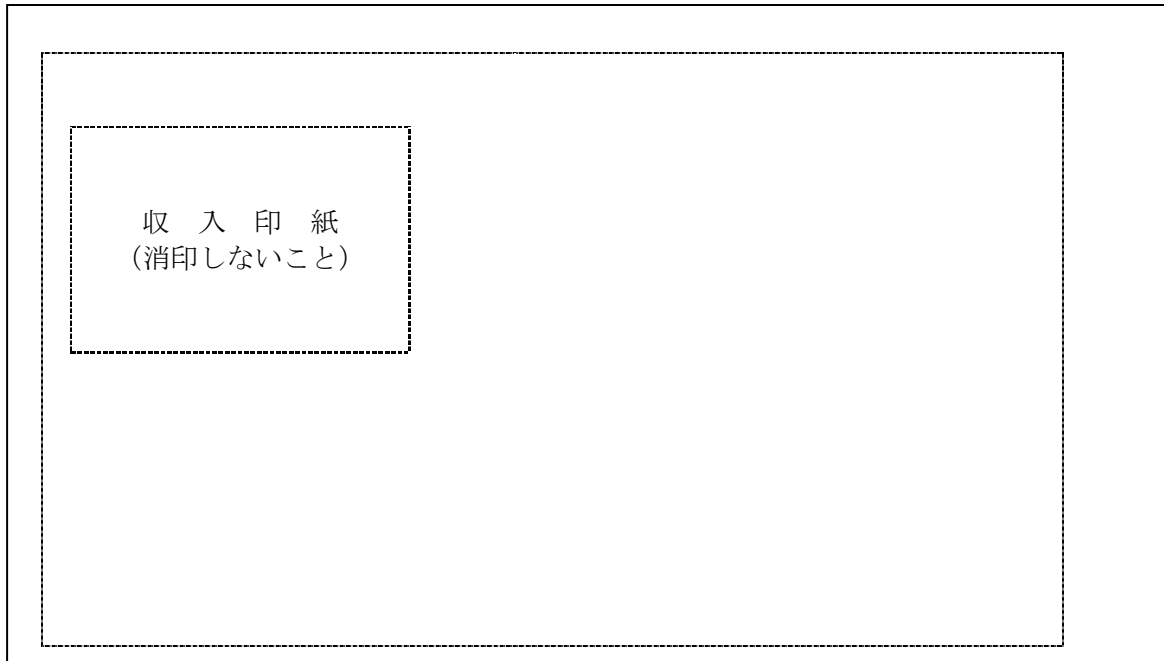
氏 名

印

情報処理安全確保支援士の登録を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第18条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

申請番号	—
------	---

フリガナ			性別	1. 男
氏 名				2. 女
生 年 月 日	年 月 日 生			
情報処理安全確保支援士となる資格	1. 情報処理安全確保支援士試験合格 (合格証書番号：第 _____ 号) 2. 情報処理安全確保支援士試験の全部免除 (事由： _____)			
自 宅 住 所	〒 _____ (電 話 番 号)			
勤 務 先	名 称			
	所在地	〒 _____ (電 話 番 号)		
連絡用電話番号				
電子メールアドレス	メール1			
	メール2			
そ の 他				



備考1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 「申請番号」欄は、記載しないこと。
3. 「性別」の欄は該当するものに○印を付けること。
4. 「情報処理安全確保支援士となる資格」の欄は該当するものに○印を付け、合格証書番号又は事由を記載するとともに、合格証書の写し若しくは支援士試験の全部が免除となったことを証する書面の写しを添付すること。
5. この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙を貼付すること。

なお、機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録手数料を納付すること。

様式第7（第19条関係）

（表面）

情報処理安全確保支援士登録証			
			登録番号 第 号
氏 名			
生年月日 年 月 日生			
情報処理の促進に関する法律第15条第1項の規定により登録したことを証する			
登録年月日		年 月 日	登録更新回数 回
更新期限		年 月 日	
試験合格年月日		年 月 日	
年 月 日			
経済産業大臣		印	
独立行政法人情報処理推進機構			

（裏面）

（備考）	
1	情報処理安全確保支援士倫理綱領に基づき行動すること。 経済産業大臣
2	登録を受けた事項に変更があったときには、 独立行政法人情報処理推進機構 に登録事項変更届出書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律第18条） 経済産業大臣
3	登録証を滅失し、汚損し、又は破損したときは、 独立行政法人情報処理推進機構 に登録証再交付申請書等を提出しなければならない。（情報処理の促進に関する法律施行規則第21条第1項）
4	この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
5	更新期限の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

備考1. 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。

2. 情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認められる者で、情報処理の促進に関する法律施行規則第1条各号に定める者については、「試験合格年月日」とあるのは「資格取得年月日」と読み替えるものとする。

様式第8（第19条の2関係）

情報処理安全確保支援士登録更新申請書	
年 月 日	
経済産業大臣	殿
独立行政法人情報処理推進機構	
	氏 名 印
情報処理安全確保支援士の登録の更新を受けたいので、情報処理の促進に関する法律 施行規則第19条の2第1項の規定に基づき申請します。	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生
登 録 番 号	

備考．用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

情報処理安全確保支援士登録事項変更届出書

収入印紙

(収入印紙は消印
しないこと)

年 月 日

経済産業大臣
殿
独立行政法人情報処理推進機構

登録番号 第 号
氏 名 印

情報処理安全確保支援士の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、
情報処理の促進に関する法律施行規則第20条の規定に基づき、関係書類を添えて届け
出ます。

登録事項	変更前	変更後
(フリガナ) 氏 名		
生年月日	年 月 日 生	年 月 日 生

- 備考1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料
を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。
3. 変更の事実を証する書面を添付すること。

情報処理安全確保支援士登録証再交付申請書	
収入印紙 (収入印紙は消印 しないこと)	年 月 日
経済産業大臣 独立行政法人情報処理推進機構	
殿	
登録番号 第 号	
氏 名 印	
情報処理安全確保支援士登録証の再交付を受けたいので、情報処理の促進に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。	
記	
再交付を受ける理由	<ol style="list-style-type: none">1. 登録証を滅失した。2. 登録証を汚損した。3. 登録証を破損した。

備考1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により登録事項の変更等の手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

3. 登録証の汚損又は破損により再交付を受けようとする場合は、当該登録証を添付すること。

様式第11 (第39条関係)

願書番号			
経済産業大臣 殿			
情報処理技術者試験を受験したいので願書を提出します。 年 月 日提出			
試験区分		試験地	
生年月日		性別	
フリガナ 氏名			
連絡先電話			
電子メールアドレス			
受験票送付先住所	(郵便番号 -)		
一部免除申請番号			
旧氏名カタカナ (該当する場合免除申請時に記入)			
特別措置			

備考1. 用紙の大きさは、長さ115ミリメートル、幅85ミリメートルとすること。

2. 収入印紙を貼付すること。

情報処理技術者試験合格証書

試験区分

第 号

氏 名

年 月 日生

情報処理の促進に関する法律第29条第1項の規定により実施した上記の試験
区分の国家試験に合格したことを証する

年 月 日

経済産業大臣

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13（第39条関係）

受理年月日	
交付年月日	

収入印紙
 (収入印紙は消印
 しないこと)

情報処理技術者試験合格証明書交付申請書

年 月 日			
経済産業大臣 殿 独立行政法人情報処理推進機構 合格証明書の交付を申請します。			
フリガナ 氏名		ローマ字名	
住所			
生年月日	年 月 日	受験年度	
		合格証書番号	
試験区分			
証明書形式及び部数	和文	通	英文 通

備考1. 経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

機構が技術者試験事務を行う場合には、機構の定める大きさとする。

2. 機構に提出する場合には、機構の定める方法により交付手数料を納付し、収入印紙は、貼付しないこと。

様式第14（第39条関係）
（和文）

情報処理技術者試験合格証明書

氏 名

生 年 月 日

試 験 区 分

合格証書番号

合 格 年 月 日

情報処理の促進に関する法律第29条第1項の規定により実施した情報処理
技術者試験に合格した者であることを証明する

年 月 日

経済産業大臣

印

独立行政法人情報処理推進機構

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(英文)

QUALIFICATION CERTIFICATE

NAME :

DATE OF BIRTH :

CERTIFICATE CATEGORY :

CERTIFICATE NUMBER :

DATE OF CERTIFICATE :

As (the Minister of Economy, Trade and Industry/ Chairman of the Examination Agency), I hereby certify (, in the name of the Minister of Economy, Trade and Industry,) that (name) has passed the National Examination qualifying (him/her) as a (certificate)

(yyyy/mm/dd)

(signature)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十四の次に次の四様式を加える。

情報処理技術者試験結果報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

独立行政法人情報処理推進機構

代表者の氏名

印

情報処理の促進に関する法律施行規則第39条において準用する第13条の規定により次のとおり報告します。

試験の区分	
実施年月日	
申込者数	
受験者数	
合格候補者数	

備考 経済産業大臣が技術者試験事務を行う場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定申請書	
申請年月日 年 月 日	
経済産業大臣 殿	
(ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称	
(ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名	
印	
住 所 〒	
法人番号	
<p>情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況</p> <p>(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定</p>	
公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	
<p>(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定</p>	
公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

戦略における記載箇所 ・ページ	
記載内容抜粋	

② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

戦略における記載箇所 ・ページ	
記載内容抜粋	

(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定

公表媒体（文書等）の 名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・ 記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	年 月 日
発信方法	
発信内容	

(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

(注) (1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。

- ① (1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ② (4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ③ (1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2)の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）
- ④ (5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類

備考. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16（第40条関係）（第四面）

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
4. 申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

認定更新申請書	
申請年月日 年 月 日	
経済産業大臣 殿	
(ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称	
(ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名	
印	
住 所 〒	
法人番号	
<p>情報処理の促進に関する法律第32条第1項の認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況</p> <p>(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定</p>	
公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	
<p>(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定</p>	
公表媒体（文書等）の名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	
意思決定機関の決定に基づいていることの説明	

① 戦略を効果的に進めるための体制の提示

戦略における記載箇所 ・ページ	
記載内容抜粋	

② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示

戦略における記載箇所 ・ページ	
記載内容抜粋	

(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定

公表媒体（文書等）の 名称	
公表日	年 月 日
公表方法・公表場所・ 記載箇所・ページ	
記載内容抜粋	

(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信

発信日	年 月 日
発信方法	
発信内容	

(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

実施時期	年 月頃 ～ 年 月頃
実施内容	

(注) (1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。

- ① (1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ② (4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）
- ③ (1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2)の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）
- ④ (5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類

備考. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17（第42条関係）（第四面）

（記載要領）

1. 「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。
2. 「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
4. 申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

様式第18 (第43条関係)

認定変更届出書	
申請年月日 年 月 日	
経済産業大臣 殿	(ふりがな) 一般事業主の氏名又は名称
	(ふりがな) (法人の場合) 代表者の氏名 印
住 所 〒	
法人番号	
情報処理の促進に関する法律第31条の認定及び同法第32条第1項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。	
変 更 前	
変 更 後	

備考. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「並びに生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証」を、「生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証並びに情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「並びに生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証」を、「生産性向上特別措置法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証、同法第二十四条第一項に規定する革新的データ産業活用関連保証及び同法第四十二条第一項に規定する先端設備等導入関連保証並びに情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証

」に改める。

附 則

この省令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月十五日）から施行する。